各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

## 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (ブラジル産牛肉(内臓含む)及びその加工品)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年9月7日付け食安輸発0907第1号)にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、ブラジル産牛舌調整品から基準値を超えるイベルメクチンを検出したことから、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1のフィリピンのおくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)の項の次に下記を加えるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

製品検査の	条件	検査の	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
対象食品等		項目	取の方法		命ずる具体的理由
牛肉(内臓		イベルメ	別表2の4	平成17年1月24	基準値(筋肉0.01p
含む)及びそ		クチン	によるこ	日付け食安発	pm、脂肪0.040pp
の加工品(簡			と。	第0124001号「食	m、肝臓0.10ppm、
易な加工に				品に残留する農	腎臓0.01ppm、食
限る。)				薬、飼料添加物	用部分0.01ppm)を
				又は動物用医薬	超えるイベルメクチ
				品の成分である	ンが検出されるお
				物質の試験法に	それがあるため。
				ついて」によるこ	
				と。	